

## 今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制の考え方について

### 1 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定地点の選定等

#### (1) 測定地点 (自動測定機の設置場所)

窒素酸化物や浮遊粒子状物質 (SPM) 等の他の物質との比較が必要になることから、既存の測定局を利用する。設置場所は、自動測定機の特徴から、基本的に屋上とする。

#### (2) 自動測定機の整備計画

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」の「全国的視点から必要な測定局数の算定」を千葉市に準用して算定した望ましい測定局数 (以下「事務処理基準に基づき算定した測定局数」という。) は 9 局であることから、平成 22 年度からの 3 か年計画 (各年度 3 局) で、自動測定機を順次整備する。

その後のさらなる整備については、PM<sub>2.5</sub> に係る千葉市の大気汚染状況の実態や国の動向等を踏まえた上で、必要に応じ検討する。

#### (3) 選定する測定局の種別及び配分

市内全域の PM<sub>2.5</sub> の実態を把握するため、一般環境大気測定局 (一般局) を選定するほか、PM<sub>2.5</sub> の発生に自動車排出ガスの寄与が認められていることから、自動車排出ガス測定局 (自排局) も選定の対象とする。

また、一般局と自排局の選定数の配分は、市内全域の PM<sub>2.5</sub> の実態を的確に把握する観点から、一般局 7 局、自排局 2 局とする。

(なお、千葉市役所 (自排) には、環境省 PM<sub>2.5</sub> モニタリング試行事業による自動測定機が設置されている (平成 21 年 4 月から 5 年間の予定))。

#### (4) 一般局に係る選定の考え方

千葉市の自然的・社会的状況を踏まえ、次の観点から、測定を実施する一般局の優先順位付けを行い、順位の高い方から選定する。

	判断要素	選定に係る観点
1	行政区ごとの配分	市内全域の大気汚染状況を把握するとともに、市民にわかりやすい情報提供を行うため、地域における測定局の均等な配分に配慮しつつ、各行政区から少なくとも 1 地点 (6 局) を選定する。
2	自動測定機の設置条件	屋上不能使用測定局、屋上スペースが狭く自動測定機の設置が困難な測定局等より他を評価する。
3	SPM による大気汚染状況	過去 3 年間の SPM 濃度が比較的高い測定局、環境基準が未達成の測定局を評価する。
4	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源を考慮するものとし、中央区については 2 地点を選定する。

#### (5) 自排局に係る選定の考え方

次の観点から、測定を実施する自排局の優先順位付けを行い、順位の高い方から選定する。

	判断要素	選定に係る観点
1	複数種類の道路の監視	複数種類の道路を監視対象とするよう選定する。
2	自動測定機の設置条件	屋上不能使用測定局、屋上スペースが狭く自動測定機の設置が困難な測定局等より他を評価する。
3	SPM に係る大気汚染状況	過去 3 年間の SPM 濃度が比較的高い測定局、環境基準が未達成の測定局を評価する。

#### (6) 自動測定機の 3 か年計画での整備に係る優先順位の考え方

一般局・自排局の選定数のバランスに配慮しつつ、上記判断要素による測定局ごとの評価結果を総合的に考慮して決定する。

## 2 現行の常時監視体制の見直し

### (1) 基本的な考え方

ア 監視の効率化（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、ダイオキシン類）  
千葉市の大気汚染状況は近年おおむね改善傾向にあり、良好な大気環境が維持されてきている。このことから、各測定項目に係る「事務処理基準に基づき算定した測定局数」を考慮した上で、監視機能に支障のない範囲において測定局・測定項目の統廃合を行い、監視体制の効率化を図る。

イ 環境基準未達成の大気汚染物質に係る監視の強化（光化学オキシダント）

光化学オキシダントについては、大気環境濃度が緩やかな上昇又は横ばい傾向にあり、環境基準も未達成の状況が依然として続いている。このことから、光化学オキシダントにあつては、高濃度時（緊急時）の的確な把握及び市民の健康の保護をより一層図る観点から、測定地点数を増加させ、監視を強化する。光化学オキシダントの生成要因の一つになっている炭化水素についても、少なくとも現状と同等の監視水準を維持する。

また、有害大気汚染物質についても、ベンゼンの環境基準が超過した事例があり監視を継続する必要があることや国が物質リスト全体の見直し作業を進めている状況を踏まえ、少なくとも現状と同等の監視水準を維持する。

ウ  $PM_{2.5}$  常時監視を含めた新たな常時監視体制の構築

ア・イに上記1の  $PM_{2.5}$  常時監視を組み入れる新たな常時監視体制を構築する。

### (2) 一般局数（20局）の統廃合に係る考え方（ダイオキシン類を除く）

次の観点から、測定局の統廃合に係る優先順位を決定する。

	観 点	統廃合に係る判断要素
1	行政区ごとの配分	地域における測定局（自排局を含む。）の均等な配分や人口集中地域に配慮しつつ、市民にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも2局（美浜区を除く）となるよう、測定局を存続させる。
2	大気環境濃度の解析	測定項目ごとの大気環境濃度を解析し、測定局の特徴及び測定局間の相関関係により評価する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準（環境目標値）の未達成状況により評価する。
4	測定局の設置環境	地形や建築物の影響による地域代表性の状況等により評価する。
5	固定発生源の状況	中央区内の主要な固定発生源周辺の測定局及びその後背地を評価する。

### (3) 自排局数（7局）の統廃合について（ダイオキシン類を除く）

大気汚染状況を踏まえ、監視対象とする道路が共通している複数の測定局を一部廃止する。

### (4) 測定項目（ダイオキシン類：10地点）の統廃合に係る考え方

次の観点から、測定地点の統廃合を行う。

	観 点	統廃合に係る判断要素
1	行政区ごとの配分	市民にわかりやすい情報提供を行うため、各区に少なくとも1局となるように配慮する。
2	大気環境濃度の解析	過去10年間の大気環境濃度について測定地点間の相関分析を行い、その結果から測定地点を統廃合する。
3	大気汚染状況	過去3年間における大気汚染状況や環境基準の未達成状況により評価する。

### (5) 新たな常時監視体制への移行時期について

現在整備されている自動測定機の残存使用年数、テレメータシステムの契約更新時期（平成25年3月頃）を考慮し、平成25年度に新たな常時監視体制に移行できるよう、平成23年度から順次、測定局・測定項目の統廃合、自動測定機の配置換え等を実施する。